



令和5年7月11日

市民の皆様へ

社会を明るくする運動妙高市推進委員会委員長
妙高市長 城戸 陽二
更生保護法人 新潟県保護観察協会 妙高地区事務局
妙高市保護司会長 小野 興正

「愛の協力運動」保護観察協会会員募集への協力について（お願い）

日頃より、更生保護活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年7月は法務省主唱の“社会を明るくする運動”「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間として、全国一斉に啓発運動が実施され、本年度73回目を迎えました。

本運動に合わせて、更生保護法人新潟県保護観察協会では、「愛の協力運動」保護観察協会の会員募集を行います。

つきましては、市民の皆様から保護観察協会の会員として会費の納入により、犯罪予防活動や罪を犯した人たちの立ち直りを援助する活動等にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

なお、会員となり会費を納めていただくことは、強制ではなく任意です。

趣旨にご賛同いただき、ご支援、ご協力をお願いします。

記

- 1 会 費 一世帯100円を目安にご協力をお願いします。
- 2 募集期間 令和5年8月10日（木）まで

この会員募集についてのご照会は、下記までお願いします。

◎妙高市保護司会事務局

妙高市役所 福祉介護課 援護係内 ☎74-0061

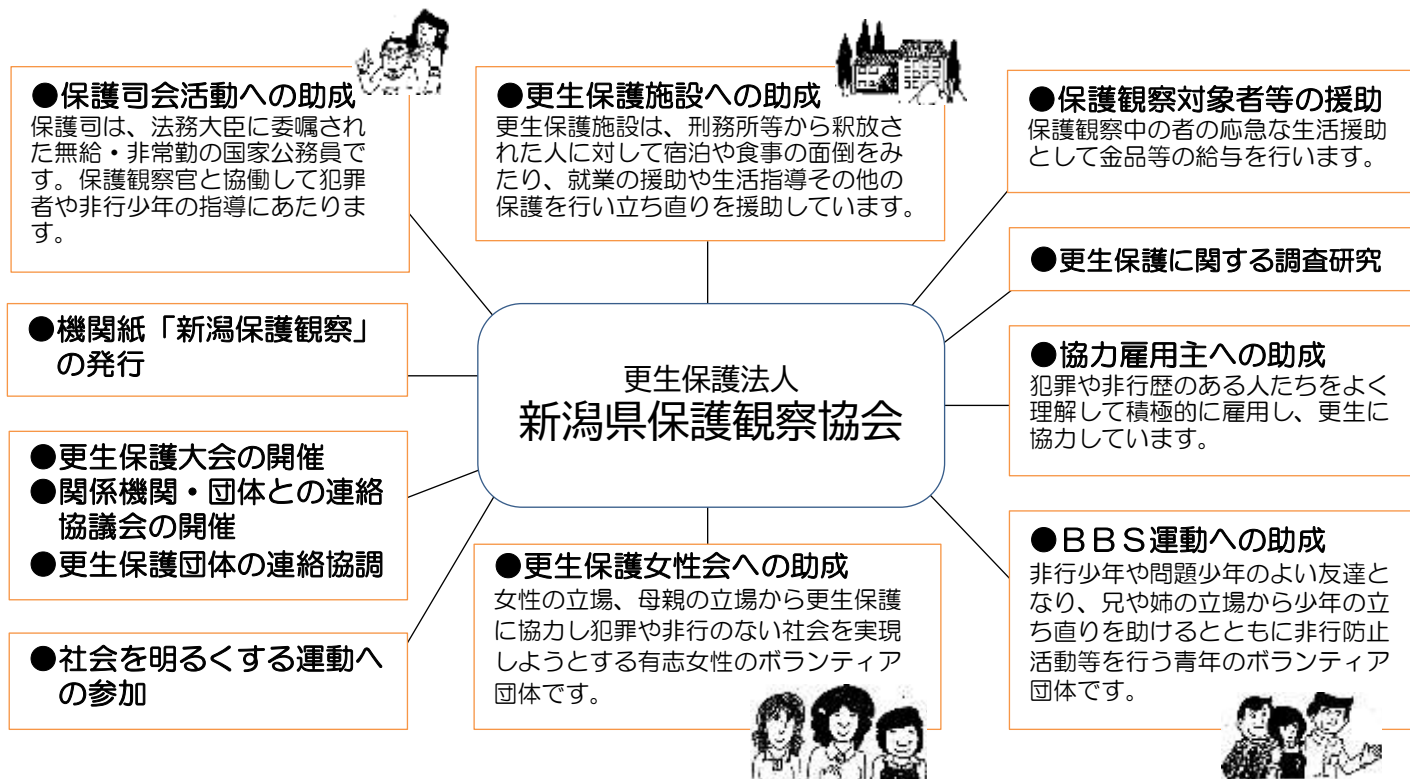
新潟県保護観察協会では、本年度も7月を「愛の協力運動期間」として、会員を募集しています。会員として納入された会費は、犯罪予防活動や罪を犯した人たちの立ち直りを援助する活動などに活用させていただきます。なお、会費を納めていただくことは、強制ではなく任意ですが、趣旨にご賛同いただき、ご協力をお願いいたします。

新潟県保護観察協会の事業のあらまし

◇更生保護とは

犯罪や非行から社会を守り、安心して暮らせる社会を築くためには、単に取り締まりを強化したり、罪を犯した人々を罰するだけでは十分ではありません。犯罪や非行を繰り返さないよう立ち直りを図ったり、犯罪を未然に防ぐ働きかけが必要となります。更生保護とは、このように犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを援助したり、犯罪予防のための様々な活動を行うことを言います。

更生保護法人新潟県保護観察協会は、昭和34年3月法務大臣の許可を得て設立された法人で、新潟県内の更生保護に従事・協力する保護司、更生保護女性会、BBS会等の民間ボランティアや更生保護施設に活動資金の助成などを行い、更生保護事業の充実と発展を助け、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的としています。主な事業として次のようなものがあります。



●昨年度の「社会を明るくする運動」キャンペーンのひとつ、作文コンテストの状況(妙高市分)

新潟県特別賞 新潟県推進委員会賞 受賞

「犯罪や非行を少なくするために」 妙高市立新井南小学校 6年 浅井 玄太郎さん

祝!

応募作品

小学生の部
※順不同

「社会を明るく平和にする取り組み」
「犯罪や非行のない明るい社会づくり」
「家庭から明るくしよう」

新井中央小 6年 吉越 新さん
新井中央小 6年 須崎 愛結さん
新井中央小 6年 丸山 瑛之さん

昨年度(令和4年度)に会員の皆様からお寄せいただいた会費の状況

妙高市では、7,779世帯の会員の皆様から、総額786,316円の会費を納入いただきました。ご支援・ご協力ありがとうございました。

令和5年7月11日

町内会長・区長 様
文書配布担当者 様

社会を明るくする運動妙高市推進委員会委員長

妙高市長 城戸 陽二

更生保護法人 新潟県保護観察協会 妙高地区事務局

妙高市保護司会長 小野 興正

「愛の協力運動」保護観察協会会員募集への協力について（お願い）

日頃より、更生保護活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年7月は法務省主唱の“社会を明るくする運動”「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間として、全国一斉に啓発運動が実施され、本年度で73回目を迎えました。

当市でもこの運動を展開するとともに、本運動に合わせて「愛の協力運動」保護観察協会会員募集も行っています。

つきましては、市民の皆様からは、保護観察協会の会員として会費の納入により、犯罪予防活動や罪を犯した人たちの立ち直りを援助する活動等にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

なお、会費は強制ではなく、ご本人の意思による自発的なものであり、町内会費等と一緒に集める場合も、義務的な徴収とならないようご配慮いただきますようお願いいたします。

記

- 1 募集方法 お手数ながら同封の会員募集協力文書を回覧いただき、会費の取りまとめにご協力をお願いします。なお、会費は一世帯あたり100円を目安にしています。
- 2 募集期間 令和5年8月10日（木）まで
- 3 納 入 取りまとめたいただいた会費は、8月15日（火）までに市役所福祉介護課、妙高高原・妙高支所のいずれかの窓口へ納入くださいますようお願いいたします。
※お近くの市役所職員へ依頼しても結構です。（この場合、領収書は事務局で発行するため、後日郵送となります。）

この会員募集についての問い合わせは、下記までお願いします。

◎妙高市保護司会事務局

妙高市役所 福祉介護課 援護係内 ☎74-0061